

鶴ヶ島市ホームページ有料広告掲載基準

(平成25年3月27日決裁)

1 目的

この基準は、鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱(平成18年告示第79号)(以下、「要綱」という。)に定めるもののほか、鶴ヶ島市ホームページ有料広告に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページとは、鶴ヶ島市が管理するウェブサイト内に維持、保管されている HTML 形式の電子ファイルをいう。
- (2) バナー広告とは、市ホームページ内に表示される広告画像、又はその画像を用いて広告主の指定するホームページにハイパーリンクするものをいう。

3 広告の種類

市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

4 掲載できる広告の範囲

市ホームページに広告を掲載することができる内容及び業種は、要綱第3条の規定によるものとする。

5 広告画像の規格

広告画像の規格は、次のとおりとする。なお、デザイン等広告表現に関する基準は、別に定める。

- (1) 広告画像のサイズは、縦60ピクセル、横160ピクセルとする。
- (2) 広告画像の形式は、GIF形式(アニメーション可)、又はJPEG形式とする。
- (3) 広告画像のデータ容量は、10キロバイト以下とする。

6 広告の掲載ページ及び位置

広告は、市ホームページのトップページに掲載し、広告の掲載位置は、市が指定する。なお、広告の掲載順序は受付順とし市が指定する。

7 広告掲載料

広告掲載料は、1箇所たり月額15,000円とする。

8 広告の掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は月を単位とし、連続して掲載する期間は最長で当該年度の末月までとする。次年度に掲載を希望する場合は年度ごとに申し込むものとする。
- (2) 広告の掲載を開始する日は月の初日(その日が鶴ヶ島市の休日を定める条例(平成2年条例第9号)第1条第1項に規定する市の休日)に当たるとき

は、その日以後で市の休日でない最初の日)とし、広告の掲載を終了する日は月の末日(その日が鶴ヶ島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後で市の休日でない最初の日)とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りではない。

9 広告掲載の募集

広告掲載の募集は、広報つるがしま及び市ホームページの掲載等により行うものとする。

10 広告原稿の提出

(1) 広告主は、掲載する広告原稿の電子ファイルを掲載開始日から起算し7日前までに、市に提出するものとする。

(2) 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

11 広告主の責務

(1) 広告主は、掲載された広告の内容及びハイパーリンク先のホームページの内容、その他広告に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 広告主は、第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決することとする。

12 広告主の届出義務

広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに市長に届けなければならない。

(1) ハイパーリンク先のホームページのURL (Uniform Resource Locator) を変更するとき。

(2) ハイパーリンク先のホームページの内容を大幅に変更するとき。

(3) ハイパーリンク先のホームページに障害等が発生したとき。

13 広告掲載の取り下げ

(1) 広告主は、自己の都合により広告掲載後において掲載の取り下げを申し出ることができる。

(2) 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出なければならない。

14 広告掲載料の還付による利子

要綱第12条に規定する料金の還付には、利子を付さない。

15 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

16 適用

この基準は平成25年4月1日から適用する。